

令和5年度第1回
東京都ひきこもりに係る支援協議会

令和5年5月29日

(午後5時00分 開会)

○山川生活支援担当課長 定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度第1回東京都ひきこもりに係る支援協議会を開会いたします。

本日の開催に当たり、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきます、生活福祉部生活支援担当課長の山川でございます。4月に着任しております。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日の会議資料ですが、資料1から資料11までと、参考資料を事前に送付させていただいております。落丁等がございましたら、事務局にお申し出ください。

本日の会議はオンライン会議形式としております。また、協議会設置要綱第9条によりまして、会議は公開で行います。

なお、本日傍聴の方がいらっしゃいますので、御承知おきください。

会議資料及び議事録につきましては、後日ホームページに掲載させていただきます。

委員の皆様が御発言される際は、挙手をしていただき、会長から指名されましたら、マイクのミュートを解除した後に、御所属とお名前をお願いいたします。その後、続けて御発言ください。

なお、発言が終わりましたら、再度マイクをミュート状態にしてください。

接続状況を考慮して、ビデオを停止している場合には、チャットを使用してお知らせください。また、接続状況が悪い場合には、ビデオを停止するか、一度退室して再度入室するなどの対応をお願いいたします。

次に、委員の皆様の出欠につきまして、御報告をいたします。

本日は、東京都民生児童委員連合会常任協議員の市村委員及び文京学院大学教授の中島委員の2名より御欠席の連絡をいただいております。

また、本日は、議題3の区市町村の取組に関しまして、豊島区の水上課長及び国立市の小鷹課長にオブザーバーとして御出席いただいております。後ほど御紹介をさせていただきます。

続きまして、東京都の出席者を御紹介させていただきます。

中川生活福祉部長でございます。

○中川生活福祉部長 中川でございます。よろしくお願いいたします。

○山川生活支援担当課長 それでは、ここで中川生活福祉部長より御挨拶をさせていただきます。

○中川生活福祉部長 東京都福祉保健局生活福祉部長の中川です。

委員の皆様方におかれましては、日頃から東京都の福祉保健医療施策に多大なる御協力をいただいていることに、この場をお借りして、まずは厚く御礼申し上げます。また、本日は御多忙のところ、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

これまで委員の皆様方からは、ひきこもりに係る支援について、様々な貴重な御意見をいただき、令和3年8月には取組の方向性をまとめた提言を賜りました。

また、昨年度は、中高年層も含めた支援の充実を図るため、支援プログラムの見直しに向けた検討部会を協議会に設置して、部会での活発な御議論を踏まえ、本年3月には都として、ひきこもり等のサポートガイドラインを作成いたしました。

こうした昨年度までの取組を踏まえまして、本日は、今年度初めての支援協議会を開催させていただきます。

都は、本協議会の提言等を踏まえまして、ピアサポーターによるオンライン相談や、インターネット等を活用した普及啓発、情報発信を行うほか、困難なケースに対応するための医療、心理、法律分野などの専門職によるチームの設置、区市町村における体制整備への支援などに取り組んでおります。

こうした取組に加えまして、当事者や御家族が安心して利用できる居場所の確保や、個々の状況に応じたきめ細かな相談支援がさらに進むよう、今年度から、東京都社会参加等応援事業を開始し、サポートガイドラインの趣旨を踏まえて活動する民間支援団体等と連携、共同する仕組みづくりを進めてまいります。

委員の皆様方におかれましては、専門的な視点で、あるいは当事者、御家族の目線で忌憚のない御意見をいただければと考えておりますので、引き続きお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○山川生活支援担当課長 それでは、これ以降の進行を笠井会長にお願い申し上げます。

○笠井会長 よろしく願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

前回2月に開催した令和4年度第2回協議会では、主に3点の議題について御議論いただきました。

1点目は、ひきこもり等支援プログラム検討部会での検討について、皆様と共有し、貴重な御意見をいただきました。その結果、3月にひきこもり等のサポートガイドラインを東京都として作成し、各委員にもメールで送付されました。

2点目は、広報事業など、都の令和4年度ひきこもりに係る支援事業の取組について。

3点目は、KHJ全国ひきこもり家族会連合会とともに作成した家族向けパンフレットについて、各委員の皆様から様々な御意見をいただきました。

本日の議題は4点予定されています。

1点目は、令和5年度ひきこもりに係る支援事業の取組について、区市町村支援を中心に共有したいと思います。

2点目は、ひきこもり等のサポートガイドラインの趣旨を踏まえて活動する団体と、都が連携して実施する東京都社会参加等応援事業について、意見交換できればと思います。

3点目は、区市町村における取組について、オブザーバーとして参加いただいた区市から各取組を説明いただいた上で、御意見を頂戴したいと思っております。

4点目は、世論調査の実施について、事務局から説明していただいた後、意見交換できればと思います。

それでは、議事の一つ目、都の令和5年度ひきこもりに係る支援事業の取組について、事務局から御説明をお願いいたします。

○山川生活支援担当課長 事務局から御説明を申し上げます。

資料3、都の令和5年度ひきこもりに係る支援事業の取組についてを御覧ください。

今年度は、都として、一番上の枠、背景・課題・今年度の状況欄にございます三つの点、ひきこもり状態の長期化・当事者の高齢化により、中高年層が増加。二つ目は、家族の高齢化等により、家族を含めた支援が不可欠。三つ目は、本協議会において議論をしていただきました提言を踏まえた取組という形で、令和5年度の取組として実施をしております。

予算額といたしましては、網がかかっているところに記載がございますが、4億6,500万円の予算を確保しているところでございます。

本資料において、都の取組を四つに区分して記載をしております。黒字に白抜き文字で表示をしている項目がその四つの点でございます。以下、新規・拡充をした取組を中心に説明をさせていただきます。

一つ目は、本協議会の運営について記載をしております。

二つ目ですが、資料の左側、当事者・家族向けの相談支援につきましては、ひきこもりサポートネットにおいて行っている相談支援のうち、中段にございます電話相談につきまして、土曜日を含めた週6日の相談対応としたほか、来所等による随時の個別相談を行うなど、内容を拡充しております。

三つ目として、真ん中の都民・関係者への普及啓発・効果的な情報発信につきましては、初めに、広報の展開といたしまして、インターネット、新聞等による広告を実施するほか、今年度、新たに医療機関等向け広報ポスターの作成を行うこととしております。

下段の社会参加等応援事業につきましては、本日の議題の二つ目において説明をさせていただきます。

四つ目として、右側の区市町村に対する技術等支援についてでございますが、一番上の多職種専門チームの設置のほか、4項目目、ひきこもりに係る支援者等育成研修、次の、ひきこもり支援推進体制立ち上げ支援補助事業につきまして、それぞれ検討会議回数が増や、テーマ別研修等のメニューの追加、補助対象規模増など、拡充を図っているところでございます。

本年度のひきこもりに係る支援事業の取組につきまして、説明は以上です。

○笠井会長 御説明いただきまして、ありがとうございました。

御意見のある方は挙手をお願いいたします。

上田様、どうぞ。

○上田委員 今年度の新事業の取組について、当事者、家族向けの相談支援というところで、私も東京都サポートネットのピアオンライン相談について、家族会からの協力をさせていただいている関係で、今後さらに拡充して行ってほしいと思っております。

今回、こちらの取組について、私からまず申し上げたいのが、家族の高齢化。これは本当に進んでおります。現在、東京都の家族会に寄せられる電話相談の4割以上は40代以上で、50代も少なくありません。

その内容には、親の介護について、自分が親の介護をする段階になってきて、そういったところの不安や、実際に介護に対して自分が携わっていかなければならないけれども、どうサポートを受けたいのか分からないという声も少しずつ増えてきたと聞いております。

その中で、電話相談のニーズや、どこにかけたいのだろうといったところについて、親の介護、親亡き後の生活不安の、こういう内容でも電話して大丈夫だということをしっかり周知していただきたいと思っています。

これに関しては、御兄弟からの声も増えておりますので、実際に私が相談していいのだろうか。ここに電話してもひきこもりの自立支援になってしまうのではないか。都の新ガイドラインでは自立支援ではないという目的を掲げていただいておりますけれども、どんな不安でも声を届けて、まずは耳を傾けますというところをぜひ伝えていただきたい。

あと、もう一つは、支援の方向性について問題解決のみに重きを置かないでほしいということです。今年、内閣府の調査から、なぜ相談しないのかという理由の一つに、「相談しても問題は解決しないと思うから」という方が全世代で5割を超えました。もう解決は無理だろう。解決思考では、相談ということとは結びつかない。

そうではなく、自分の状況や気持ちを本当に分かってもらえるのだろうか。長年孤立している、例えば、長年、仕事をしていないという負い目を持っている中でも、本当に話にちゃんと耳を傾けて、理解してもらえるのだろうか。この不安も各自治体の調査から、私が見る範囲では、相談をためらう理由になっています。

こういったところに、やはり取組、支援の方向性として一体どこに重きを置いて取り組んでいくのか。上から目線で助けてあげますということではないはずなんです。本当に本人や家族が声を出していいんだと思えるような受け皿づくり。しかも、解決したら、はい、終わりではなく、つながり続ける支援、ここをぜひ文言としてしっかり加えていただきたいと思います。

つながり続けるというのは、また何かあったら、いつでも電話をくださいねと、最後にそこで終わるものです。外に出たから、問題がよくなったから終わりではない。期間を限定しないで、つながり続けるというところをしっかりと伝えて、取組の中に、文言として入れていただきたいと思いますと思っております。

私からは以上です。

○笠井会長 貴重な御意見をありがとうございます。

林委員、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。皆様、こんにちは。

私からは2点、意見というか、質問にもなるかと思いますが、まず、1点目が、当事者・家族向けの相談支援の一番下の、家族セミナー・相談会の実施の部分ですが、これは毎年非常に参加者が少なかったような記憶があるんですね。

東京都内でやるわけですから、場合によっては、100人、200人くらい各会場に来てもいいんじゃないかなと思いますので、これまでと同じようなやり方では、せっかくこういう場を設けても、なかなか御家族や当事者の参加が少ないのではないかなと思います。今年度、具体的にどのような内容でやっていかれるのかということ、今日じゃなくてもいいんですけど、気になった点です。

もう一点は、普及啓発・効果的な情報発信のところに、ひきこもりに関する講演会を開催するとあるんですけども、この内容ですね。よくあるひきこもりへの理解を推進するための、例えば専門家の方がお話をしますみたいなことでは、これまでと変わらないと思うんですね。

特に当事者の人たちにきちんと届き、かつ支援につながってもらうための講演会となると、中身に何かしらの新しさや工夫が必要だと思いますので、もしその内容についてもう決まっているのであれば、伺いたいですし、まだであれば、そういったところを考えていただけたらなと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○笠井会長 貴重な御意見をありがとうございます。

事務局から今の時点でお答えいただける部分はありますでしょうか。今、2点御質問がありましたけど。

○山川生活支援担当課長 今御質問のあった林委員からの、まず1点目の家族セミナー・相談会につきましては、本年度、その1個上になるんですけども、来所相談について、個別相談会をまた別に設定をすることといたしております。家族セミナーの同日に個別相談会を従前やっておったんですが、それとは別にその場に来られない方等に向けて個別の相談を実施するように本年度拡充する予定となっておりますというのが1点目になります。

もう一点目のひきこもりに関する講演会につきましては、その内容につきまして、当事者、御家族の方に関わる内容を入れてほしいという御趣旨の御質問だったと思うんですけども、講演会自体はこれから内容を検討いたしますので、御意見を踏まえて、内容を精査してまいりたいと思っております。

○笠井会長 ありがとうございます。

もう少しお時間がありますけれども、ほかに御意見はいかがでしょうか。

それでは、上田委員、もう一回どうぞ。

○上田委員 すみません。御質問するのを1点忘れていて、短く。

このひきこもりサポートネットの運営、家族セミナー・相談会の実施の中に先ほどのつながり続ける受皿づくりとして、居場所というメニューは今後入る予定はないのかどうか。資源づくりの中に居場所づくりといった、常設の受皿として資源を構築していく予定はないのか。そこは聞いてみたいところでした。

以上です。

○笠井会長 こちらは、事務局はお答えはございますか。

○山川生活支援担当課長 今年度の家族セミナーの実施方法については、これからまだ検討の余地はございますので、今のところまだ検討はしていないんですけども、いただいた御意見を踏まえながら、調整をさせていただきたいと思います。

○笠井会長 ありがとうございます。貴重な御意見をありがとうございました。

それでは、会議時間の都合もありますので、一旦ここまでとさせていただきます、続きまして、議事の2点目、東京都社会参加等応援事業の実施についてです。事務局から御説明をお願いいたします。

○山川生活支援担当課長 それでは、事務局から御説明申し上げます。

始めに、資料4、ひきこもり等のサポートガイドラインの策定と社会参加等応援事業の実施についてを御覧ください。

昨年度の支援協議会の部会で御審議をいただきました、ひきこもり等のサポートガイドラインの策定と、本事業の実施に至る背景を記載してございます。

始めに、一番左側、令和4年度までの欄ですが、ひきこもり等の若者の自立支援を図ることを目的としていた若者支援プログラムを活用した、若者社会参加応援事業を令和4年度までは実施をまいりました。

しかしながら、対象が若者であり、目的も自立支援であったことから、8050問題に代表される現状のひきこもり支援になかなか対応しづらいという状況を踏まえまして、昨年度協議会の部会におきまして、見直しに向けて検討をしていただいたところです。

それが中央部分の見直しに向けた検討の欄にございます。四つのポイントに整理をしてございます。

上から、中高年層を含めた全年齢の当事者・家族等へのきめ細かな支援を行う必要があること。

2点目が、自立支援といった統一的な基準等を示すのではなく、多様な資源の取組を受容する必要があること。

3点目が、都がより多くの地域資源を開拓し、周知することで、居場所等の選択肢を広げる必要があること。

最後になりますが、4点目が、一定のスキルとモラルを持つ事業者に関する情報を発信する必要があることとございます。

これらの四つのポイントを踏まえまして、図の右側になりますが、令和5年度以降、中段の下線部になりますけれども、家族を含む全世代を対象とし、支援の目標を「自立支援」ではなく、当事者や家族の尊厳と自己肯定感の回復とした、ひきこもり等のサポートガイドラインを策定するとともに、下段になりますが、安心して利用できるより多くの地域資源と連携等を行うことで、様々な支援の選択肢を広げていく社会参加等応援事業を実施することとなりました。

次に、資料5を御覧ください。本事業の取組のイメージになります。

一番上の欄にございます事業の目的でございますが、これまでも御説明いたしましたとおり、3点ございまして、1点目は全年齢の当事者・家族等が安心して利用できる居場所等を確保すること。次に、連携団体等と連携したきめ細かなサポート。加えて、その連携団体を含めた区市町村における地域連携ネットワークの構築をそれぞれ推進していくこととしております。

次に、取組の内容でございますが、全体図を御覧ください。本資料では三つの支援主体をお示ししてございます。

まず、図の右側、東京都、緑の網かけがかかっている右側ですね。東京都でございますが、下のほうにございます、東京都ひきこもりサポートネットにて相談支援業務を行っております。

次に、中央の連携団体でございますが、これは都内の民間支援団体等の中で、都と連携協定を結んでいる団体となりまして、現在19団体ございます。

そして、左側、区市町村等は、当事者等に身近な区市町村と社会福祉協議会を含みます。これらの三者が連携して中央の下部の当事者等を支援していくイメージとなっております。

続いて、図の上部にございます連携団体、区市町村等と書いてある大きい字の上にありますけれども、連携団体及びその右側、都と記載してございますところに①から③まで、それぞれ具体的な取組を記載してございます。図に沿いながら御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、左側の連携団体の①から③までの取組のうち、①と②でございますが、①として、連携団体は都が策定したサポートガイドラインの理念に沿って、個々の状況等に応じた多様なサポートを行うとともに、②都のサポートネットと連携したサポートを実施いたします。図で申しますと、中央の連携団体の図から当事者に向けた矢印、①②サポートと書かれた部分です。

次に、③として、区市町村のプラットフォームの一員として、身近な地域において切れ目のない支援に協力をいたします。図では、連携団体から左の区市町村等に向けた矢印の部分にその旨記載してございます。

続いて、資料の右側にあります東京都の取組になります。黒丸の①から③までの取組のうち、まず、①ですが、連携団体の活動情報、主にサポートネットのホームページに

において都民等に展開をいたします。図では、右下のサポートネットの枠内に記載してございます。

続いて、②ですが、図ではサポートネットから当事者等に向けて出ている矢印の部分になります。

③ですが、図ではサポートネット内に記載してございますが、連携団体に対して、専門家によるコンサルティングや交流会、研修等の機会の提供をいたします。内容といたしましては、都のサポートネットの相談支援に対しまして、連携団体と協力してサポートをいたします。

サポートネットは電話等の相談を行っておりますが、その際、各相談ケースの状況に応じまして、また一方で、連携団体等の活動状況や支援の強み等を把握した上で、相談者に適した居場所等を紹介いたします。

ここまでの社会参加等応援事業の説明となります。

最後に、資料6といたしまして、本事業を開始するに当たりまして、先般、報道発表を行った際の資料をおつけしてございます。後ほど御覧いただければと存じます。

説明は以上です。

○笠井会長 御説明いただき、ありがとうございました。

御意見のある方は挙手をお願いいたします。

河野委員、どうぞ。

○河野委員 河野です。よろしく願いいたします。

連携団体の一員として一言感想というか、今までの流れなんですけど、このガイドラインができて、連携協定という新しいこういう形ができて、活動できるようになったことはとてもよかったなと感じております。

ただ、若者社会参加応援事業からの課題なんですけど、まだまだ支援団体というのが広く浸透していないなという実感があります。今後、いろいろ関わりのある連携団体というのがかなり増えてくると思います。

やっぱり各団体の具体的な支援内容をしっかり周知していく機会というのは非常に大事かなと思ってます。特に相談窓口は各自治体に設置されてきていますので、そういう自治体の関係機関の担当の方々に、まずはよく知っていただくということが非常に重要だなと思います。

そういう流れの中で、ケースを多く実践するようになりますと、支援団体のスキルも今まで以上に上がってくるかなと思いますし、自治体との連携も強化されたりとか、お互いに慣れてくるところもあると思うので、もうちょっと幅広くつながりが持てていくかなと思います。

あと、身近な地域で連携していく、ネットワークをつくっていくという観点も重要だと思うんですけども、今回、都内各地に19団体の連携団体あるので、でき得れば、相談者に合った、それぞれの支援の得意分野を持っている団体さんとうまく連携できる流

れになるといいのかなと感じます。そうすると、支援のミスマッチというのがかなり軽減されていくかなと考えます。

せっかく新しい枠組みもできたので、しっかりと機能させていくということがすごく大事だと思いますので、この辺りも重点を置いて、今後対応していただければと思っております。

以上です。

○笠井会長 貴重な御意見をありがとうございます。

八王子市の遠藤委員、どうぞ。

○遠藤委員 八王子市の遠藤です。

今の河野委員のお話を伺いまして、区市町村の現場で支援を行っている者として、感想を述べさせていただきたいと思います。

まず、連携団体さんは現在19団体さんが連携されているということは、前の若者支援よりももっともっと手厚い連携ができるのかなと期待をしております。

ただ、以前の協議会でも発言させていただいたんですけども、それぞれの団体さんが、地理的にどの辺りを活動の分野とされているかというところが、我々の区市町村の現場でなかなか見えてこない。そういう意味で、我々から連携団体さんに相談をお願いしたいといったときに、相談を受けていただける対象かどうかというところが、まだまだちょっと分かりにくい状態になっているのではないかなと思っております。

そういう意味では、これからもっともっと連携団体さんが増えていくと思います。できれば八王子市でも連携団体さんができるというのがすごくいいことだなと思っております。

もう一つの懸念としましては、資料5のイメージ図の中で、一応地域という大きな丸の中に区市町村の支援、連携団体のサポート、それから、ひきこもりサポートネットさんの相談支援という矢印がそれぞれに延びておりますけれども、杞憂であればいいんですけども、お一人の当事者に関して、いろんな団体がばらばらに入ってしまう怖さというのがあると思います。

だから、そういう意味では、こういう地域のネットワークの中で、どう支援が連携し、協力をしながら行えるか。そういうスキームを、この地域連携ネットワークの事業で進められるのではないかと思いますけれども、そういう意味で、連携団体さん、それから、ひきこもりサポートネットさんと引き続き太い連携をさせていただけると、私たちも助かります。

今日は発表をいただく豊島区さん、国立市さんをはじめ、私どもも遅ればせながら、地域のネットワーク、スキームづくりを今どんどん進めているところです。

そういう地域でできるスキームと一体になって支援が行えるような環境づくりについて、東京都さんからもいろんな御指導、助言をいただけると大変助かると思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

○笠井会長 貴重な御意見をありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、一旦ここまでとさせていただきたいと思います。

続きまして、議事の3点目、区市町村における取組についてです。最初に、豊島区の水上課長から取組の発表をお願いいたします。その後、国立市からも発表いただければと思います。

○豊島区 水上自立促進担当課長 豊島区です。

それでは、豊島区のひきこもり支援事業の取組について御説明させていただきます。

豊島区では、年齢、属性を問わない相談窓口、様々な相談ツール、積極的な情報発信に取り組んで、今現在行っているところでございます。

区は、令和3年7月から、ひきこもり専用の相談窓口やサイトを設置し、いつでも、どこでも、誰でも相談できる仕組みを構築いたしました。窓口には臨床心理士や社会福祉士などの専門知識を持った生きづらさ支援員を配置しているところでございます。

1ページ目の、こちらは令和3年7月といったところで、初めてひきこもり相談窓口、専用の窓口を設置したところでございます。

続きまして、2ページ目をめくっていただきまして、ひきこもり相談窓口の相談体制といたしまして、現在、電話や来所相談を主に行っているところでございます。

それから、3ページ目、ひきこもり支援を強化するに至った背景と経緯でございますが、豊島区では、今重層支援を国で言っているところでございますが、国に先駆けまして、令和元年度に豊島区として福祉包括化推進会議を設置いたしまして、令和2年度より、福祉包括化推進員の配置を関係各課に配置したところでございます。

これにより、制度のはざまにある複雑、複合的な課題に対応するチーム体制を構築し、対応してきたところでございます。

本年度からはこれに加えて、児童相談所にも配置をさせていただいております。

次、4ページ目です。福祉包括化推進事業の効果といたしまして、これまで深刻な困窮状態を見過ごしてしまったり、予防的な措置を取ることができないなど、十分な対応ができないことがありましたが、福祉包括化推進員に守秘義務をかけ、複雑な現状を様々な多角的な角度から検討することで、これまで気がつかなかったアプローチ方法を見つけることが可能となりました。現在も部会において、事例検討を進めているところでございます。

また、豊島区はSDGsについて、令和2年に「SDGs未来都市」と「自治体SDGsモデル事業」に選定をされまして、ダブル選定は東京都初ということで、「誰をも受け入れ、誰からも受け入れられ、持続して発展する豊島区」を目指す一環として、ひきこもり支援を強化することに至りました。

6ページ目です。ひきこもり支援の取組に当たって、令和2年10月から12月にかけて、

既に相談に来ている方を対象に調査を実施いたしました。

定義といたしましては、義務教育修了後、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、半年以上続けて自宅にひきこもっている状態の方を指しております。

関係所管として高齢者福祉課、障害福祉課、介護保険課、健康推進課など、様々なところを対象にさせていただきました。

調査回答といたしまして、合計225名の方から回答をいただきました。この結果、男性が68.9%、女性が30.2%ということで、男女比は7対3というところでございます。

豊島区の特徴といたしましては、40代、50代の割合が当時多いということが東京都に比べて分かりました。ひきこもりの中高年化が進んでいるというところをこちらで把握したところでございます。

また、僅差ではありますが、豊島区では本人が相談に来られる割合が多く、東京都では御家族の方が御相談に来られる割合が多いと、当時の結果でございました。

ひきこもった理由が分からないといった不明が半分以上を超えているところでございます。

こういった調査結果を踏まえ、取組を開始させていただき、窓口の明確化として、ひきこもり相談窓口を一本化したところでございます。

相談しやすい窓口体制の取組として、電話、メールでの相談の開始、オンライン相談を開始。また、ビデオトークなど、そういったものも利用させていただいております。

そして、積極的な情報発信といたしまして、ひきこもり専用HPも開設させていただいております。また、様々なメディア媒体でも周知に取り組んでいるところでございます。今年度も広報としまで全戸配布を予定しているところです。

連携体制の強化といたしまして、複数課にまたがる相談を福祉包括化推進員部会にて対応する仕組みを強化しているところでございます。

また、広域連携事業として、「生きづらさを抱える女性支援ネットワーク」へも参加し、昨年は9月6日に、豊島区にて「ひきこもりUX女子会」も開催したところでございます。

支援内容といたしまして、アウトリーチ支援員の配置といたしまして、社会福祉協議会のCSWさんの御協力を得ているところでございます。

官民連携の支援体制づくりとして、区内で活動する団体や企業をネットワーク化し、情報共有や課題の確認に取り組んでいるところでございます。

豊島区では、ひきこもり支援協議会、こちら昨年の状況を記載させていただいておりますが、各課相談窓口において、ひきこもりとなった状態が長期化、高年齢化した相談者が一定数あり、ひきこもり状態にある当事者と、その家族が抱える悩みも医療・介護、所得、就労など、多岐にわたることを踏まえ、年齢によらず、当事者・家族の状況に応じた支援の在り方についての検討、特に本区の地域性を踏まえた支援の在り方や方針に

ついて検討するものでございます。

また、年に2回ぐらいの開催ではございますが、17ページ、ひきこもり支援ネットワーク会議ということで、地域でひきこもり支援に関わっている団体との連携を構築するとともに、区内で活動する団体が抱える課題をこちらで把握しているところでございます。

18ページ、現時点における課題と今後の展望といたしまして、まず、当事者の状況といたしまして、就職氷河期世代、不登校経験者、就職後にひきこもる方々、また、親に頼った生活の場合もあり、親亡き後に孤立してしまう可能性。

家族の状況といたしましては、SOSを発信できない、「恥ずかしい」、「他人に知られたくない」などのことから、誰にも相談できないといった問題がございます。また、当事者・家族の高齢化が進み、兄弟にも大きな負担がかかっている御家族もでございます。

関係機関等の現状と課題といたしまして、家族や関係機関からの相談は増えていますが、当事者との面談には至らないケースも多くございます。民生・児童委員、CSWが高齢者の訪問や見守りの中で、当事者の存在を知るといったケースもあるところでございます。

一番大変な問題としては、相談につながっていない方に、いかに相談につながっていただくことかと考えております。

今後の展望といたしまして、今年度を一旦一区切りといたしまして、豊島区のひきこもりの状況把握・研究を深めていくこと。

また、効果的な情報発信を追究し、誰にでも分かりやすい（相談しやすい）内容で周知活動を行うということ。

また、本区の特徴は単身世帯が多いため、単身の方が相談しやすい環境を整えていくこと。

また、「ひきこもりの状態が問題なのではなく、それにより当事者が悩み・苦しんでいる」ことが問題であるということの正しい理解を醸成すること。

当事者が「この状態を変えたい」と思った際に、相談できる支援体制を整えていくこと。

また、昨年ですが、民生委員、児童委員、青少年育成委員の方向けにアンケート調査を行いまして、その際、把握しているひきこもり当事者の約8割が家族と同居されているということ。

また、ひきこもり相談窓口の実績から、初回相談の約7割は当事者の御家族からの相談だったということ。

家族が抱える課題を解決することで、ひきこもり当事者との関係が良好になり、解決の第一歩にということで、ひきこもりの解決は家族の力の回復というのが一番大切だと考えているところから、豊島区では、本年度、家族支援の在り方を追求して、そちらをより深めていきたいと考えているところでございます。

豊島区の発表は以上でございます。

○笠井会長 豊島区の水上市様、ありがとうございます。

続いて、国立市の小鷹課長から、御説明をお願いいたします。

○国立市 小鷹福祉総務課長 皆様、こんばんは。国立市の小鷹と申します。よろしくお願いいたします。

国立市におけるひきこもり支援の取組と書かせていただいたんですが、まず、私について簡単に説明をさせていただくと、もともと福祉の専門職ではなくて、民生委員の事務局とかをやっていました。ただ、社協に派遣されまして、5年前なんですけれども、その中で1年半、CSWの課長として、ひきこもり支援の取組というところをやらせていただきました。ですので、事例発表にはなるんですけれども、皆さんの議論の呼び水になればいいなと思っております。

じゃあ、次のページをお願いします。国立市は既に当事者会発足をしているんですけれども、発足前にまず、アルコールであったり、ギャンブルであったり、そういった依存症を考える当事者会「輪かち逢い」というものが先に立ち上がりました。

その後、ひきこもり家族会を楽の会リーラさんの御支援を受けながら、一緒に立ち上げまして、その家族会に輪かち逢いの当事者等も参加していたところ、御家族から、「当事者の意見が聞けてありがたいな」、「いつでも参加してくださいね」という御意見がありまして、その参加されていた当事者の方たちが、自分たちの仲間といいますか、当事者が集まる居場所が欲しいよねということで、2020年8月に「からふらっと」という名前で当事者の居場所がスタートしたところです。

次のページをお願いします。当事者会が発足してからの課題ということで、なかなか1番目はまだ解決していないので、御紹介だけになってしまうのですが、当事者会、居場所ができると、もともと最初は40代、50代の方が半分ぐらいいたんですね。

ただ、居場所を始めると、やっぱり活動的な若い世代の方がだんだん多く集まってきて、そういった方が、ほかの市で行われている当事者会とかで仲間をつくって、「国立にもおいでよ」と一緒に来ていただいて、だんだん若い世代の比率が増えてくると、今度のもともと参加されていた中高年世代、ひきこもりの方、生きづらさを抱えた方たちがギャップを感じて、今回は触れないんですが、それは結構深刻だったなと思うんですね。そういった方が疎外感であったり、居場所にいるメンバーと敵対してしまったり、最終的にはもう一回引き籠もってしまったりということがありました。

なので、これから居場所を始められる自治体さん等があれば、ひきこもり支援って、やっぱりすごくパーソナルな思いが強いと思うんですね。我々は、よかれと思ってそういった居場所をつくっても、参加された方たちの思いがそこでバッティングしてしまうと、あまりいい結果を生まないこともあると思いました。

今回紹介させていただくのは、若い世代の方が、我々と関わる中で、どういうふうに活躍していただいたかというところになるんですけれども、若い世代の方は、やっぱり

動ける方たちが多く、だんだん居場所をやっていく中で、「事務局の手伝いをしますよ」とすごく一生懸命やってくれるようになったんですね。

事務局もその方たちがやってくれるのをむげにするわけにもいかないですし、やっぱりやってもらって、当事者が喜ぶのもうれしいので、やってもらっていると、その中で、そもそも当事者の方に無給でやってもらおうというのはどうなんだろうねというのが事務局のほうに出てくるわけですね。本人にとっては、やっぱり居心地がいいと。事務局と関わるのが居心地がいいなと思っていただいているとは思いますが、我々がそれに甘えることで、自立を阻んでいるんじゃないかというようなことを内部で話し合っていたところなんです。

その中で、東京都さんが別でソーシャルファームという概念を外国から取り入れる中で、超短時間雇用とか、いろいろ講演会をやっていただいて、私とその研修会に参加させていただいていたんですが、ちょっとでもいいからお金をもらって働ける、本当に1時間でも2時間でもいいから、そういうことを続けていったらどうかと。本当はもっといろいろ考え方があるんですけども、そういう概念に出会って、国立でも取り入れてみたいなと思って事業を進めたというところなんです。

次のページをお願いします。コロナが始まってから、様々、もともとあった課題というのが一気に噴出したというところで、国立社協としても一つ一つ解決をするというよりも、一つ一つの課題を何らかの形でつなげて、一緒に解決を目指せないかなということとその時期にやっておりました。

まず、一つ目としては、皆さん、大分記憶のかなたかもしれないんですけども、コロナのワクチンの接種が始まったときって、高齢者の方からだったんですけども、自治体によって様々なんでしょうけど、国立市は予約のコールセンターの受付が一斉スタートだったので、電話がパンクしてしまったんですね。幾らかけてもつながらないよということがありました。

スマホを使える方はスマホで予約してくださいとしていたんですけども、そもそも高齢者の方でスマホができないよということで、社協で、事前にワクチンの担当から話を聞いていたので、学生の方をバイトとしてお願いして、コロナワクチンのスマホ予約というのを手伝おうかと。そのときは学生さんも、なかなかリアルな授業もないし、バイトもないし、地域の活動もないので、「何をしたらいいかわからないです」という子も多かったんで、これ幸いをお願いをしたんですけども、なかなか学生中心だったんですけども、集まり切らなかったんですね。

そのときに関わっていた当事者に、「ちょっとバイトでいいからやってみない」という話をしてみたんです。「いいですよ」という人が数人いたので、CSWとペアを組ませて、スマホ予約というのを各地域の福祉館でやっていただいたんですが、これが非常に面白かったなと思って、やっぱり当事者の方でもパソコンが得意な人とか、高齢者とうまく話せる人とか、すごく性格がそれぞれで、やっているうちに、そんなに普通のバ

イトを頼むのと変わらないなというぐらい、うまく対応できていて、そのときに自分が思ったよりもすごい、もっとずっと芯が強い人たちなのかなと感じたというところです。

次のページをお願いします。国立社協はひとり親の支援もコロナの最中にやっています、ひとり親応援パックというのは、食料を箱に詰めて、ひとり親の方に送る作業をしたり、ひとこえプロジェクトというのをひとり親の方向けに、市内の飲食店で使える飲食店のチケットをお送りしまして、ひとり親の方に、こういう御時世ですけど、外出というのを楽しんでくださいねと。飲食店の方もその時期は外出をする方が少なかったもので、そこもちょっとつなげてというところだったんですが、コロナ禍で金券を配ったので、その精算作業というのがCSWのすごい業務を占めてしまったんですね。

それも、この分もちょっと当事者の方にやってもらおうかと。これもバイト代を払ってということですがけれども、ちょっとやってもらったら、やっぱりすごく集中して、しかも丁寧にやっていただいて、食料支援のほうも、段ボールに詰めて配送ということを数回やったんですけれども、やるごとに効率化されて、最終的には、あまりこちらがこうしようと言わなくても、当事者の皆さんが自分たちでこういうふうに行っているというふうな、自分たちで進められたというところがありました。

次のスライドをお願いします。次は、ここ最近の話で、生産緑地問題という、生産緑地って、耕していないと生産緑地の指定が受けられないので、高齢化して後継者もない農家さんから、農地を借りて耕してくれないかという話がきまして、これもソーシャルファームの講演会とかで、結構農地を使ったソーシャルファームの事例が多かったものですから、まだお金を稼ぐというところまでは行っていないんですけれども、こういった農園を使って、当事者の方と一緒に野菜を作って、右の写真は、うちの拠点のくじたち福祉会館で、当事者の方が、来館者向けに野菜を売っているところですね。

売るだけじゃなくて、先ほど申し上げた、ひとり親応援パックに野菜を入れてみたりとか、もしくはフードバンクに寄附してみたりとか、そういったこともさせていただいていますし、この農地自体は、ほかの業者が行っています就労準備支援事業でも活用させていただいています。

本当はこの販売のお金で当事者に賃金を払いたいですけれども、これはまだ道半ばというところで、始めて今2年目か3年目ぐらいなんですけど、もうちょっと時間が必要かなという感じですね。

次のスライドをお願いします。あと、第7波、第8波と呼ばれていたときに、コロナの陽性の方は在宅療養をしてくださいねというところで、一時期、「外に買物にも行けないよ」という人が多かったので、市としても、東京都さんもやっていたらっしゃいましたが、在宅療養者向けに支援物資の配送を行っていました。

その話があったときに、これは私が社協にいたときなんですけれども、市の担当者から、「いや、社協さんはいつも食料を送っているから、一緒にやってくれないですか」という話が来まして、当事者の方に「一緒にやりませんか」という話をしたら、ぜひ

ひということで、もう段ボール詰めに関してはスペシャリストなので、自分たちでこういうふうにやったら効率がいいよねということで、自分たちで事業を組み立てていただいたということですね。

この一連の流れで、私もよかったなと思ったのが、我々の取組で出たバイト代で、いつも農園に来る当事者の方だったのですが、格好いいパーカーを買って、私に、「小鷹さん、これ、格好よくないですか。このバイト代で買ったんですよ」と自慢してくれたんですね。やっぱり当事者支援で、特に自立というのを考えたときに、仕事をするとか、就労させるというのが目的化してはいけないと思うんですけども、一方で、お金を得て、自己実現に使うと。それがほかの人にも見せたいと思うサイクルというのはとてもいいなと思っていて、これは、私はやっていてよかったなと思う事例でありました。

次のページをお願いします。一連の取組から得た視点ということで、これは本当に国立市の小さな取組の中で気づいたということなので、ほかにもいろいろあるなと思うんですけども、我々が事業を組み立てる上で、まず、何とかこれは当事者にお願いできないかなというふうに、前提として、その視点を持ってやってみるところを国立社協ではやっていました。

これは正直、ひきこもり当事者というところに限らず、就労に困難を抱えた障害の方であったり、外国の方であったり、受刑されて、刑余者とか、いろいろな方に関わるところなんですけれども、まず、国立市社協としては、関わりがあるひきこもり当事者の方をお願いしたいなと、そういうところでいろいろと事業を考えていました。

その中で、こういうところが守られるべきかなというところで四つ挙げさせていただいたのが、まず一つが言葉で説明できる業務内容ということで、曖昧に指示すると、やっぱり当事者の方は困ってしまいますね。これをこうしますというのが事前に決まっていれば、すごく早くできたりするので、まず、ちゃんと言葉で説明できるようにしましょうというところ。2番として、ちょっと似ていますが、当事者自身で判断する必要がないということです。ですが、実際は力のある当事者もいまして、そこは、もうお願いするというのも、分かっていたらありかなと思います。

3番は、スケジュールに余裕があるということで、これは非常に大事でして、スケジュールに余裕がないと最終的に職員が残業してやるはめになりますので、当事者の方をお願いするときはある程度スケジュールに余裕があって、何か不測の事態があってもカバーできるということが大切な。

4番は、特に行政から見てこれがあるといいなというのが、社協とか、そういった団体さんがいて、そこが自分で仕事を生み出したりとか、もしくは行政から仕事を請け負うことができる、こういう団体が間に入ると安定して仕事ができるなと思うんですね。なかなか行政が当事者を直接雇用するとか、1日1時間来てくださいみたいなことをやるのは非常にハードルが高いんですね。一方で、社協さんのような受託法人があると市から行政から仕事を切り出すときに非常にやりやすいと思うんです。

一方で、課題もありまして、やっぱりこういうのってスポット的になってしまうんですね。特にコロナもあったので、いろいろ仕事が生み出せたんですけども、なかなか恒常的に仕事を用意できていないというのが、現在の課題というところになっています。

これを踏まえて、提案というほどでもないですけども、お願いというところで。

今日はしごとセンターの方もいらっしゃっていると聞いていますので。

次のページをお願いします。

これからに向けてのお願いということで、これは法律で決まっています難しいというのは分かっているという前提なんですけれども、シルバー人材センターさんは臨・短・軽というところを前提にされているんですね。そのモデルは非常に当事者の就労モデルというか、就労を目指すに当たってのステップとしてすごくいいなと思うんですね。特にシルバー人材センターさんは長い期間あるというところでシステムが割と安定的に運営されていて、長い期間行われてきた事業の中、人脈とかネットワークというのが既にあるわけですね。そのシステムが就労困難の全世代に提供されるとメリットが非常に大きいと思うんです。高齢の方を仕事を奪ってしまうことになるので、なかなか難しいだろうなと思うところではあるんですけども、シルバー人材センターさんがあることで行政も仕事をお願いしやすい点もありますし、こういった中間的に受けてくれる団体さんがあれば、当事者に仕事を振りやすいですし、当事者がちょっとでもいいから、例えば市の広報誌配ってみたいなというときに仕事が提供できると非常にいいなと思います。

大きい区市町村さんなんかは、もしかしたらシルバー人材センターさんとそういう就労困難を抱えた方向けの全世代型のセンターというのは並列できるかもしれないんですけども、小さい自治体は難しいですし、お仕事を奪い合うような関係になってしまうので、シルバー人材センターさんの仕組みが就労困難を抱えている方全般に広がっていけると非常にいいなと、この取組の一環として思いました。

ということで、最後のページになるんですけども、今回、私、お話をさせていただいたんですが、本当にこういう機会をいただきありがとうございます。我々は小さい自治体ですので、我々の取組もそうですが、皆さんの中でちょっと心に残って何か次のステップに踏み出せるといいなと思いますので、引き続きお知恵をお貸しいただければと思います。

また、この協議会には私が苦楽を共にしました国立市社協の前田委員がいますので、もし前田委員からも何か補足があれば、ぜひお願いしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○笠井会長 ありがとうございます。二つの区市から取組を御説明いただきました。

それでは、各区市への御質問や御意見のある方、挙手をお願いいたします。

斎藤委員、どうぞ。

○斎藤委員 まず、豊島区に二つ御質問があるんですけども、アウトリーチのお話がありましたけれども、私も今、茨城県のある某市のアウトリーチにかかっているんですけども、ケースの選択をどのようにされているのかということについて、支援の期間とか決まりがあるのかどうかということと、アウトリーチについてのケース検討会のようなものをされているのかどうかということをお聞かせいただきたいなと思いました。

それと、もう一点の御質問は、家族支援の重要性は本当に同感なんですけれども、具体的にどのような支援スタイルをお考えかというところを伺えればと思っております。

3点目、国立市の方への御質問なんですけれども、シルバー人材センターは大賛成で、これは秋田県の藤里町がシルバー人材センターとひきこもっている若者就労支援をセットでやっているという事例がありますけれども、本当にこの仕組みを私も何とか活用できないかと。一方で、高齢者の方の仕事を奪ってしまう懸念ということも並行して考える必要がありますけれども、同様の仕組みをつくれぬものかと常に思っておりますので、これは私らにお願いされているわけですから、まだ具体的な案はないのかもしれないけれども、その可能性について何かお考えのある方がおられたら、ぜひ伺いたいということでございます。

以上です。

○笠井会長 ありがとうございます。

どうぞ、豊島区からまずお答えいただければありがたいです。

○豊島区 水上自立促進担当課長 豊島区です。

まず、アウトリーチの検討についてというところなんですけども、豊島区ではひきこもり支援協議会等ございますので、そういったところで検討を進めていくところでございます。

2点目の質問で、家族への対応についてというところなんですけども、家族への支援拡充というところで、家族に向けた例えば合同相談会の開催ですとか、家族交流会やセミナー等の実施みたいなところを考えてはいるんですけど、まだ今年度どこまで実現できるかという可能性のところでございます。

○笠井会長 ありがとうございます。

○国立市 小鷹福祉総務課長 じゃあ、国立市からも。

ありがとうございます。事例も教えていただいて。

今、高齢者支援課長であったり障害者支援課長も含めて、市内の就労困難を抱えている方をどう支援していくかというのをシルバー人材センターと一緒に考えようという動きをさせていただいていますが、シルバー人材センターも長く高齢者のみをやっていたので、なかなかいきなり、じゃあやろうという感じにはなっていないですね。これは事例をいただいたので、こういう事案もありますよというのも含めて、また再度交渉したいなと思っています。

ありがとうございます。

○笠井会長 ありがとうございます。

ほかに御意見いかがでしょうか。

どうぞ、東京都社会福祉協議会様。どうぞ。

○森委員 東京都社会福祉協議会の地域福祉部の森です。

二つの地区とも社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーが関わっておりますので、社協として何らかの役割を果たしていかなきゃいけないと強く思ったところです。

豊島区さんにお尋ねしたかったのが、斎藤先生の質問と少し似ているんですけど、スライドの3番、4番の辺りのところで、福祉包括化推進部会というのを毎月1回お開きになって、各係から出ている福祉包括化推進員の方たちで集まっていらっしゃるといふところがあるかなと思っています。

もう一つ、ひきこもり相談窓口というのを設置されていらっしゃって、そこに豊島区社協のコミュニティソーシャルワーカーがアウトリーチの要員としているというイメージかと思うんですけど、流れのイメージとしてはひきこもり相談窓口に入ってきた相談を福祉包括化推進員のところで多角的に検討して、アウトリーチの方針を検討するというようなイメージなのか、あるいは各課の窓口に入ってきたものを福祉包括化推進員のところで検討しているというイメージなのかというところが一つ聞きたかったのと。

あともう一点、教えていただきたいのが、スライドの10番のところで、相談しやすい窓口ということでオンライン相談を開始したと書いていらっしゃったんですけど、オンライン相談というのが実質的にやってみて有効だったかどうかということももしあれば教えてください。

その2点になります。

○豊島区 水上自立促進担当課長 答えいたします。

まず、3ページ、4ページのところの福祉包括化推進部会のところでございますが、おっしゃるとおり両方向ございまして、どちらかという、ひきこもり相談窓口から入ってきたものをこちらに上げるというよりは、例えば保健所さんから実際ひきこもりだったけどというところの御相談でいろいろな御支援につなげると、そういったところのほうが多いかなというイメージでございます。我々のほうも本当に様々な御相談が入ってくるところではあるものの、やっぱりひきこもり、こちら割と特化しているというところで、ここに上げるところまでいかないようなものも多いところです。

2点目なんですけども、オンラインの御相談というところでは、コロナ禍があったため、有効かなというところへ始めているところもあるんですが、一定の利用はあるものの、同じ方だったりということで、実際はそんなに普及はしていない状況でございます。来庁できない方が使っていただくイメージだったんですけど、来庁しない方は

お電話での御相談が多いかなというイメージでございます。

以上です。

○笠井会長 ありがとうございます。

もしよろしければ、特別区と市からお話いただきましたので、町村の立場から奥多摩町の大串委員、もし何かあれば。その後、東京しごと財団様からも御意見いただきたいと思えますけれども。大串様、いらっしゃいますか。

○大串委員 奥多摩町、大串です。

町村というところで、今、豊島区さん、国立市さんの報告を聞きながら、また今日の資料の中でも町村ですと大島町さんの取組等も紹介されているところもありましたけれども、改めて奥多摩として対応が遅れているなというところを認識したところであります。

ただ、小さい町村、奥多摩町も福祉保健課の一課で地域包括支援センターであったり、障害福祉、自立支援のところであったり、こども家庭支援センターも所管しておりますので、常に各相談員が連携しながら、町内の御家庭の抱える課題は把握できているかなと。ただ、マンパワーのところ、やはり町だけではなくて町の社協さんとも連携しながら取り組んでいかなければならないというところで、奥多摩町もようやく重層的支援体制を整備していこうと考え、そういった中で体制をさらに拡充していきたいなというところではあります。

一方、具体的にひきこもりというところで、なかなか地域性といいますか、地域、住民の方と近い役場の距離感の中で、なかなか相談しづらいというところもありますので、これまでのこの協議会でも広域的に相談を受けるような検討もなされているかと思うんですが、例えば町村、西多摩郡4町村でございますけれども、西多摩地域の8市町村の中で広域的に連携しながら、なかなか進んでいる町村には相談できないけれども、お隣の市であれば顔が見えない中で相談しやすいというところもあろうかと思えますので、そういったところも東京都さんの御支援もいただきながら進めていければなど考えているところでもあります。

すみません。ちょっとまとまっていなくて申し訳ございませんが、奥多摩町、大串からでございます。

○笠井会長 ありがとうございます。

今、都による区市町村支援の方向性についても、今、御意見いただいたものと承知しました。

そういうことも含めて、ほかに御意見等ありましたら、どうぞよろしくお願ひします。

じゃあ、まず東京しごと財団様、先ほどお手を挙げていらっしゃいましたので、お願ひします。

○小倉委員 しごと財団の小倉です。

私ども、しごと財団では、シルバー人材センター事業も推進しておりまして、今回の

国立市さんの御報告で取り上げていただきましたので、少しコメントをさせていただきます。

まず、シルバー人材センターというのは、原則60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者の方が会員となって、働くことを通じて生きがいを得る、それから地域社会の活性化に貢献することを目的とした団体です。現在、都内では58の区市町村に設置されております。

このシルバー人材センターの理念の一つに、協働・共助というものがあります。これは会員が相互に協力し合いながら活動していこうというものでございまして、こちら資料にあります臨・短・軽、これは臨時的かつ短期的、またはその他の軽易な業務というものなんですけれども、この範囲内のお仕事であれば、これを引き受けて、複数の会員で互いに協力、補完し合いながらこなしていこうといったものでございます。

こうした臨・短・軽の範囲であっても報酬をもらうわけなので、しっかり責任を持って一つの目標に向かって周囲の会員の仲間とコミュニケーションを図りながら、協力し合いながら作業を進めるということになります。これは、ひきこもり当事者の方にとっても有効なスキーム、仕組みなのかもしれないと感じました。

ただ、シルバー人材センターそのものは、その根拠法が高年齢者等の雇用の安定等に関する法律というものでございまして、その名のとおり高年齢者の雇用ですとか、職業の安定を目的としております。ですので、おおむね60歳以上の方であれば会員対象としてこの事業にも参画いただくことも可能ですけれども、対象範囲を広く全世代の就労困難者とするのは少し難しいところかなと現状では考えております。

一方で、シルバー人材センターの理念の一つに、協働・共助のほかに自主・自立といったものもあります。これは会員自らが主体的に組織活動に参画していこうといったものでございまして、この理念に基づいて地域ごとに地域に根差した様々な自主的な活動を行っております。

そうした活動の一つに居場所づくりもございまして、都内でも幾つかのシルバー人材センターが既に手がけておりまして、たしか、私が確認したところ、国立市のシルバー人材センターさんのほうでも地域住民が気軽に立ち寄れる場所を用意して運営していたかと思います。ですので、まずは、こうした事業を通してシルバー人材センターと連携を図ることも可能なのかなと感じました。

いずれにしても、こちらの御提案、せっかくいただきましたので、私どもの財団の事業担当にも展開していこうと考えております。

私からは、以上でございます。

○笠井会長 ありがとうございます。

あと数分お時間ありますけれども、ほかに他の区市の委員の方ですとか、あとは豊島区や国立市の取組について、追加で何かございますでしょうか。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 八王子市の地域包括支援センターの中村でございます。

豊島区さんに質問させていただきたいんですけども、私も3ページ、4ページの福祉包括化推進事業のところは気になりました。先ほど上田委員から、つながり続ける支援というお話がございましたけれども、やはり行政の窓口というのは担当者が異動によって変わります。そこを福祉包括化推進員という横串を刺す仕組みを取り入れて、例えば保健所さんから上がってきた相談をこの福祉包括化推進員を軸として相談を上げていくという、支援会議のような仕組みであると認識したんですが、当事者のかたの意向はこの仕組みにどのように反映することができますか。意向をどこがどういうふうに吸い取ってくれるのだろうかというところが疑問に感じられたというか、当事者がこの仕組みのどこに存在するのかというところを少し教えていただけるとありがたいなと、仕組みづくりとしては参考にしたいと思いました。ありがとうございます。

○豊島区 水上自立促進担当課長 当事者がこの会議体に直接出てくるわけではないので、あくまでも当事者に対するアプローチ方法を受けた窓口が、一方通行で関係各区につながるのではなく、一体化として支援体制を囲えるような状況をつくるというのが、この包括化推進事業の意味だと感じていて、当事者については支援の枠組みはもちろん中心にはいるものの、この会議体に直接御参加されるとか、そういったことではないです。

○中村委員 発言してよろしいでしょうか。

会議体の中に当事者が存在するというのは別の意味です。この会議の中に当事者が入るといえるということはないと私も思うんですけども、当事者がどういう意向を持っているかということ把握したどこかの部署の方が、その会議で揉んでつながり続ける支援をこの仕組みでどうつくるかというお話なのかなと思って伺っていたので、そのところを伺いたかったんですが、質問の意図が伝わっておりますでしょうか。

○豊島区 水上自立促進担当課長 ごめんなさい。ちょっと質問の意図がこちらで把握しかねるんですけど。一番お聞きになりたいところというのは、仕組みについてということですか。

○中村委員 仕組みもそうなんですけど、つながり続ける支援をどうつくるかというお話なのかなと思って聞いていたので、当事者の方がこの担当者を選びたいということとか、この担当者が長く関わってくれるというようなことではなく、この会議体の中でどうやって当事者とつながっていくかということを検討するという、そういう土台であるということでもよろしいのでしょうか。

○豊島区 水上自立促進担当課長 おっしゃるとおり、当事者がこの支援員さんがずっといてほしいとか、そういう御要望は、こちらは区なので御希望の方を選んでいただくとかそういうことはできないんですけども、その方にとってよりよい支援を、例えば、担当者も御本人も気づいていなかったアプローチがほかの関係各所から出てくることでより確かな支援につなげるということが、こちらのメインとなっているという状況

でございます。

○中村委員 ありがとうございます。

○笠井会長 ありがとうございます。

少しお時間も超過してまいりましたので、各区市町村から貴重な取組のことや、また質疑応答ありがとうございます。東京都による区市町村の支援の方向性とか具体的な支援策のアイデアもいただけたのではないかなと思っております。ありがとうございました。

続きまして、議事の4点目、世論調査の実施についてですが、事務局から御説明お願いできますでしょうか。

○山川生活支援担当課長 それでは、事務局から御説明をいたします。

資料8を御覧ください。

今回、ひきこもりに関する普及啓発や支援策等について、都民の認知度や理解度等を把握して、今後の施策展開の参考とするため、世論調査を実施いたしたいと思っております。

まず、都が行う世論調査の概要ですが、御覧いただいている資料8に基づいて、説明をさせていただきます。

区分欄の一番上、対象・規模になりますが、内容欄になります、18歳以上の都内の在住者、住民基本台帳から無作為抽出した4,000人を対象といたします。都の人口構成に準拠して、性別・年代・居住地を抽出いたします。都では年に3回世論調査を実施しております。各設問数は25問程度で実施をしております。

二つ目の特徴ですが、無作為抽出の郵送方式で実施をしております。郵送・インターネット回答併用による客観的データの収集を行っているところです。期間はおおむね企画から発表まで7か月程度を要しております。

3番目の留意点になりますが、調査実施前の設問内容は非公開を原則としております。これは調査票の設問を目にした時点での意識をお伺いするものでありまして、設問内容は予測等されてはいけないという趣旨でございます。

二つ目の調査の目的と活用方法は、明確に設定をいたしております。

三つ目、恣意的・誘導的な質問や選択肢は、認められないという形になっております。

四つ目、全ての対象者が誤解なく受け取れる聞き方・書き方を基本としております。

最後ですが、都の世論調査は意識調査でございます。考え・意見・関心・期待・要望等を聞く形でございます。原則として、回答者の事実に関する事項、状態・経験・生活行動等は問わない形になっております。

令和4年度の実績といたしまして、東京都は3回実施をしております、第1回は都民の生活に関する世論調査、第2回は保健医療に関する世論調査、第3回は自動車利用と環境をテーマに実施をしているところです。

続いて、資料9を御覧ください。

今回のひきこもりに関する世論調査のスケジュール（案）になります。

まず、本日ですが、令和5年5月29日、第1回の協議会において、調査の概要、目的・活用方法、調査項目のたたき台について、後ほどお示ししますので、意見交換・検討をしていただきたいと思います。

その後、本日以降ですが、事務局において設問案を作成の上、庁内の世論調査担当と調整し、メールにおいて各委員から意見をいただきたいと思います。

次回の第2回協議会を7月頃に実施をしたいと考えております。この段階の協議会は非公開を想定してございます。調査内容の設問の構成・内容を検討していただく協議会になりますので、非公開を想定してございます。

非公開の理由・根拠につきましては、まず理由ですが、設問内容の事前予測等を排除し、公平公正で正確性の高い調査結果とするためでございます。先ほど御説明したとおりでございます。

今回の根拠になりますが、公正な行政執行を確保する観点から附属機関等設置要綱における原則公開の例外と今回の協議会はなり得ると考えております。

また、支援協議会設置要綱第9条に基づき、委員の過半数の同意を得たときは非公開とすることができるという規定がございます。

ですので、第2回協議会は非公開で議論をしていただきたいと思います。

この後、調査所管局と調整の上、設問について事務局で取りまとめ、各委員へメールで送付をさせていただき、皆様方の御意見をいただきつつ、8月初旬に先ほど御説明した資料8の留意点を踏まえながら、最終的に設問を確定いたしたいと思っております。

世論調査の実査は、9月上旬に開始をする予定でございます。

本協議会においては、令和6年2月ないしは3月頃に、調査結果についての御報告を行いたいと考えてございます。

次に、資料10を御覧ください。

本日、検討いただく、ひきこもりに関する世論調査の目的・活用方法、調査項目の想定になります。

まず、調査目的・活用方法になりますが、調査目的はひきこもりに関する普及啓発や支援策等につきまして、都民の認知度、理解度や関心、要望等を把握し、今後の広報、相談支援、区市町村支援等の施策展開に向けた参考といたしたいと思っております。

調査の結果につきましては、東京都ひきこもりに係る支援協議会における支援の在り方についての検討内容、資料等に反映いたしますとともに、二つ目ですが、都の広報事業、インターネット広告、交通広告などにおける普及啓発内容、ターゲット層の確認検討、広告媒体の選定・開拓など、今後の効果的な広報展開等に活用いたしたいと思っております。

三つ目といたしまして、都及び区市町村等の相談窓口や支援団体等の活動情報等の認

知度や関心度等を踏まえまして、情報提供内容や連携方法の確認検討等に活用したいと考えております。

続きまして、調査項目の想定案になります。5点、お示ししてございます。

まず、①ですが、ひきこもりに関する普及啓発についてでございます。

ひきこもりに関する普及啓発につきまして、都民の認知度や理解度、関心度等を把握したいと考えております。

2番目の②、ひきこもり支援につきまして、ひきこもり支援の施策につきまして、都民の認知度や関心度等を把握したいと考えております。

3番目、相談窓口等につきまして、都、区市町村等の相談窓口や民間支援団体等の活動につきまして、都民の認知度や関心度等を把握したいと考えております。

4点目、ひきこもりに関する意識につきまして、調査対象者の理解度（共感度）や、調査対象者の環境、状態や経験などに応じた類型、要望されるサポート等について把握したいと考えております。

最後の5点目です。都民の要望につきまして、都の支援策に反映できるよう、都民の意識や意見、要望等を把握したいと考えております。

なお、設問数は25問程度を予定しております。

世論調査に係る説明は以上となります。

○笠井会長 御説明ありがとうございました。

それでは、今御説明があった中で、御不明な点や御質問がございますでしょうか。また、調査項目のたたき台についても、現時点で御意見があればお願いいたします。

森委員、どうぞ。

○森委員 資料10の項目のところで1点だけ確認なんです、調査項目の想定①番のところに出てくる都民の認知度や理解度という理解度と、④番のところでは調査対象者の理解度というのは違いがあるものなのかどうかという辺りなんです、想定するものの違いがもしあればということで、確認です。

○山川生活支援担当課長 1点目の都民は、これは完全に一般の都民の意識調査のレベルで聞こうという設問を想定しております、④番は、調査対象者の中でひきこもりに関する当事者、共感度が高い方、ちょっと絞った形ですね。そこを今、設問としては一般の都民ではなく、ひきこもりに関する共感度が高い方を想定した設問が設定できるかというイメージで今ここに記載をさせていただいております。

○笠井会長 ありがとうございます。

先ほど、上田委員からお手が挙がったかと思えます。あと、向山委員からも御質問があります。

上田委員、どうぞ。

○上田委員 ありがとうございます。

ちょうど今、④のひきこもりに関する意識について、今、御説明があったんですが、

調査対象者の理解度、共感度と環境などに応じた類型というところが読み取れなくて、ここについてももう一度、調査対象者とは誰なのか。あとは世論の意識というのは、ひきこもりに対しての偏見ですとか、どういう捉え方を都民がしているのかというのは、家族会としてもとても重要な点だと思っています。家族に対してや御本人に対して、どういう目を向けているのか。それを共感度というふうに書かれているので、共感なのか何なのかというところがちょっと読み取れなかったです。

あとは、環境に応じた類型というのは、どういうイメージで類型という言葉で表されているのかも、伺いたいところです。

以上です。

○笠井会長 事務局、いかがでしょうか。

○山川生活支援担当課長 まず、一番最後のところから最初に説明させていただくと、調査対象者の類型というのは年齢とか性別とか、そういう概念になりますね。世論調査的な用語がたくさん入っていて分かりにくくて申し訳ないんですけど、類型はそういった形になります。

それと、御家族から当事者に対して、都民一般の人がどういうふうに思っているかという意識についても御指摘のところでも聞いていきたいと考えておりますので、設問項目で検討していきたいと思っています。

4番目の調査対象者の、表現が本当に分かりにくくて申し訳ないんですけど、調査対象者のひきこもりに関する理解度、ひきこもりの当事者、家族に対する共感度があるかないかというのと、調査対象者というのが、ひきこもりに対する理解を持っている方が、どういう環境にある方なのか、当事者の方もいらっしゃるかもしれないんですけど、そういったどういう状態に今あって、どういう経験をされている人なのかということ把握したいなというような趣旨で書かせていただいています。

○笠井会長 よろしいでしょうか。

○上田委員 ありがとうございます。

○笠井会長 向山委員、どうぞ。

○向山委員 ありがとうございます。

一つ、世論調査自体は東京都は初めて、この形態で取るのは初めてになるんですかね。

ひきこもりに関して、以前に町田市とか世田谷とかで意識調査的なものもあるんですけども、やっぱり読み込みが難しく、何か結果につながらないというか。例えば家族だけが問題じゃないとちゃんと思っているみたいなことを、ばーっと区民がそうだと思うというふうには言うんですけども、じゃあ、いざ相談という形になると、どう身近な方に勧めていいか分からないみたいなところがあるので、やっぱりデザインはすごく大事で、どういう設定の設問から何を導き出すのか。この調査からだけ読み込むのか、この調査と例えば支援者側のある相談機関の別の調査とか実態でもいいです、そういう統計から何かつけ合わせていくのかということを中心に検討したほうがいい

いのかなと思います。

これだけの方に調査をすると、恐らく身近なところにいらっしゃるのか、あるいはひきこもりの方と接点を持ち得る職とか活動についていらっしゃる方もいて、その属性、あるいは経験によって結果として行動というかが違ってくるので、その辺りは当然なんですけども、過去のいろんな調査なども参考にいただければと思います。

すごく大事なことで、斎藤先生は前に言ってらしたと思うのですが、繰り返しやっばり啓発していかないと相談にはなかなか訪れていただけないので、ぜひ今、本当に悩んでいるのかな、こんなことでいいのかなという方が相談に現れやすいのも勇気を持てるような啓発に、東京都全体と各区でできることもあるんですけども、広くいろんなところで相談が浮上してくるようなことには、できたらワンボイスで使えるようなメッセージというのはすごく効果的なので、そういう中身に使えたらということで非常に期待をしています。よろしくをお願いします。

○笠井会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、事務局から御説明のあった非公開の理由を踏まえて、協議会設置要綱第9条に基づき、次回、協議会を非公開開催としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

もし異議のある方がいらっしゃいましたら、遠慮なくおっしゃっていただければと思いますが。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○笠井会長 それでは、特にないようでしたら、この決議をもちまして次回は非公開開催とさせていただきますと思います。

次回の協議会では、具体的な設問について、皆様から意見をお聞きしたいと思っております。

それでは、本日、用意されていた内容は以上となりますけれども、事務局から何かございますでしょうか。

○山川生活支援担当課長 それでは、事務局から最後に御説明します。

本日は、長時間にわたり、御活発な御議論いただきまして、ありがとうございました。事務局からの連絡事項でございますが、資料11を御覧いただきたいと存じます。協議会の当面の予定でございます。

次回の協議会は、先ほども御説明させていただきましたが、7月頃を予定してございます。

今、御審議いただいた非公開で実施をさせていただきたいと思っております。

内容は、世論調査の設問構成・内容についてでございます。

日程等につきましては、改めて調整をさせていただきたいと考えております。

事務局から以上でございます。

○笠井会長 今後の予定の御説明ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、閉会とさせていただきます。
どうもお疲れさまでした。

(午後 6 時 4 3 分 閉会)